

第15章 課徴金制度

第1節 課徴金納付命令等の状況

I 課徴金納付命令の実績（資料1参照）

1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2019 事務年度	421 件	125 件	546 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	7 件	22 件
2022 事務年度	16 件	6 件	22 件
2023 事務年度	16 件	7 件	23 件
2024 事務年度	13 件	13 件	26 件

2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件
2023 事務年度	0 件	1 件	1 件

II 審判手続期日等の実績

1. （株）Z O Z O社員から伝達を受けた海外居住者による内部者取引

（令和5（判）8）

2023 年 10 月 13 日 開始決定

2024 年 11 月 8 日 第1回審判期日

2025 年 1 月 14 日 課徴金納付命令

2. （株）E d u L a bにおける有価証券報告書等の虚偽記載

（令和5（判）10）

2023 年 10 月 27 日 開始決定

2025 年 1 月 14 日 第1回審判期日

2025 年 4 月 24 日 課徴金納付命令

3. 海外居住の個人投資家による大平洋金属（株）株式外1銘柄に係る相場操縦

（令和5（判）17）

2024 年 1 月 19 日 開始決定

2025 年 5 月 16 日 第1回審判手続期日

4. (株) ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員から伝達を受けた者による内部者取引

(令和6 (判) 9)

2024 年 6 月 21 日 開始決定

2024 年 12 月 12 日 第 1 回審判期日

2025 年 2 月 25 日 課徴金納付命令

5. THE WHY HOW DO COMPANY (株) における有価証券報告書等の虚偽記載

(令和6 (判) 11)

2024 年 6 月 27 日 開始決定

2025 年 5 月 29 日 第 1 回審判手続期日

(注) これまでに審判手続期日 (2025 年 3 月 31 日以前は審判期日) が開催され、2024 事務年度中に審判手続 (審判手続期日) が終結したもの。

課徴金納付命令の実績

(2024事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)小僧寿しの子会社社員による内部者取引 (令和6年度(判)第7号)	重要事実（(株)小僧寿しの業務執行を決定する機関が(株)アニスピホールディングスの非子会社化を伴う株式譲渡を行うことについての決定をしたこと）について、(株)小僧寿し社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)小僧寿し株式を売り付けた。	個人	2024年5月24日 (勧告) 2024年5月31日 (開始決定)	2024年8月6日	29万円
2	(株)ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員による情報伝達 (令和6年度(判)第10号)	重要事実（(株)ストリームメディアコーポレーションの業務執行を決定する機関が、(株)S M E J と合併を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)ストリームメディアコーポレーション株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	2024年6月14日 (勧告) 2024年6月21日 (開始決定)	2024年8月27日	456万円
3	(株)三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等 (令和6年度(判)第12号)	(株)三ツ星株式について、 (1) 報告義務の発生した大量保有報告書又は変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	(株)シンシア工務店	2024年6月28日 (勧告) 2024年7月3日 (開始決定)	2024年8月27日	32万円
4	(株)三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等 (令和6年度(判)第13号)	(株)三ツ星株式について、 (1) 報告義務の発生した大量保有報告書又は変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	個人	2024年6月28日 (勧告) 2024年7月3日 (開始決定)	2024年8月27日	40万円
5	(株)三ツ星株式に係る変更報告書の不提出等 (令和6年度(判)第14号)	(株)三ツ星株式について、 (1) 報告義務の発生した変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	(株)和円商事	2024年6月28日 (勧告) 2024年7月3日 (開始決定)	2024年8月27日	26万円
6	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)株式に係る風説の流布 (令和6年度(判)第15号)	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)株式につき、有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、有価証券の価格に影響を与えた。	個人	2024年7月26日 (勧告) 2024年8月2日 (開始決定)	2024年9月18日	209万円
7	(株)サカイホールディングス株式に係る変更報告書の虚偽記載等 (令和6年度(判)第16号)	(株)サカイホールディングス株式について、 (1) 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書を提出した。 (2) 報告義務の発生した変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。	(株)サンフ	2024年9月10日 (勧告) 2024年9月18日 (開始決定)	2024年10月30日	10万円
8	(株)サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出 (令和6年度(判)第17号)	(株)サカイホールディングス株式について、報告義務の発生した大量保有報告書又は変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。	(株)サカイ	2024年9月10日 (勧告) 2024年9月18日 (開始決定)	2024年10月30日	10万円
9	(株)ミンカブ・ジ・インフォノイド役員からの情報受領者による内部者取引 (令和6年度(判)第18号)	重要事実（(株)ミンカブ・ジ・インフォノイドの業務執行を決定する機関が、L I N E (株)によって新たに設立される会社の全株式を取得し、同社を(株)ミンカブ・ジ・インフォノイドの完全子会社とすることについての決定をしたこと）について、(株)ミンカブ・ジ・インフォノイド役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)ミンカブ・ジ・インフォノイド株式を買い付けた。	個人	2024年9月13日 (勧告) 2024年9月25日 (開始決定)	2024年10月30日	35万円
10	長期国債先物に係る相場操縦 (令和6年度(判)第19号)	長期国債先物につき、同先物の売買を誘引する目的をもって、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをした。	野村證券(株)	2024年9月25日 (勧告) 2024年10月4日 (開始決定)	2024年10月30日	2176万円
11	(株)アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者による推奨行為 (令和6年度(判)第20号)	重要事実（(株)アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)アルファクス・フード・システム株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2024年10月25日 (勧告) 2024年11月8日 (開始決定)	2024年12月19日	362万円
12	(株)アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者から伝達を受けた者による内部者取引 (令和6年度(判)第21号)	重要事実（(株)アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 (勧告) 2024年11月8日 (開始決定)	2024年12月19日	355万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	(株) アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者から伝達を受けた者による内部者取引 (令和6年度(判)第22号)	重要事実（(株) アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株) アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 (勧告) 2024年11月8日 (開始決定)	2024年12月19日	775万円
14	(株) アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者から伝達を受けた者による内部者取引 (令和6年度(判)第23号)	重要事実（(株) アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株) アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 (勧告) 2024年11月8日 (開始決定)	2024年12月19日	2万円
15	(株) アルファクス・フード・システム役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和6年度(判)第24号)	重要事実（(株) アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、(株) アルファクス・フード・システム役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株) アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 (勧告) 2024年11月8日 (開始決定)	2024年12月19日	17万円
16	(株) Z O Z O社員から伝達を受けた海外居住者による内部者取引 (令和5年度(判)第8号)	重要事実（ヤフー(株)（現Zホールディングス(株)）の業務執行を決定する機関が、(株) Z O Z O株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、(株) Z O Z O社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株) Z O Z O株式を買い付けた。	個人	2023年9月8日 (勧告) 2023年10月13日 (開始決定)	2025年1月14日	1303万円
17	(株) ヤマウラにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和6年度(判)第25号)	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株) ヤマウラ	2024年12月3日 (勧告) 2024年12月10日 (開始決定)	2025年2月4日	1800万円
18	(株) きょくとうにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和6年度(判)第26号)	雇用調整助成金の不正受給による営業外収益の過大計上の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株) きょくとう	2024年12月10日 (勧告) 2024年12月17日 (開始決定)	2025年2月4日	1500万円
19	(株) ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和6年度(判)第9号)	重要事実（(株) ストリームメディアコーポレーションの業務執行を決定する機関が、(株) S M E J と合併を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株) ストリームメディアコーポレーション株式を買い付けた。	個人	2024年6月14日 (勧告) 2024年6月21日 (開始決定)	2025年2月25日	912万円
20	(株) ガーラにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和6年度(判)第28号)	本来費用計上しなければならないソフトウェアの開発費について、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産を過大計上する不適正な会計処理を行い、 (1) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式及び新株予約権証券を取得させた。	(株) ガーラ	2025年1月28日 (勧告) 2025年2月4日 (開始決定)	2025年3月13日	6495万円
21	(株) E d u L a b における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和5年度(判)第10号)	売上の過大計上及び事業損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行い、 (1) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式を取得させた。	(株) E d u L a b	2023年10月20日 (勧告) 2023年10月27日 (開始決定)	2025年4月24日	2億3705万5000円
22	ピクセルカンパニーズ(株)における有価証券報告書等の虚偽記載等 (令和6年度(判)第29号)	実態のない前渡金の計上による損失の不計上という不適正な会計処理を行い、 また、ピクセルカンパニーズ(株)又は同社の連結子会社とピクセルカンパニーズ(株)役員等との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わず、 さらに、同社の役員個人の借入に対する連帯保証を「偶発債務(債務保証)」として、連結財務諸表への注記を行わず、 (1) 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式及び新株予約権証券を取得させた。	ピクセルカンパニーズ(株)	2025年2月21日 (勧告) 2025年3月3日 (開始決定)	2025年4月24日	6億2984万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
23	Shinwa Wise Holdings（株）における有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第30号）	売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	Shinwa Wise Holdings（株）	2025年2月26日 （勧告） 2025年3月5日 （開始決定）	2025年4月24日	2100万円
24	公開買付者との契約締結交渉者の職員から伝達を受けた者による日本道路株式に係る内部者取引 （令和6年度(判)第31号）	公開買付け等事実（清水建設（株）の業務執行を決定する機関が、日本道路（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の職員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、日本道路（株）株式を買い付けた。	個人	2025年2月28日 （勧告） 2025年3月7日 （開始決定）	2025年4月24日	840万円
25	（株）アクアラインにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第32号）	投資有価証券評価損の不計上及び偶発損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式を取得させた。	（株）アクアライン	2025年3月4日 （勧告） 2025年3月11日 （開始決定）	2025年5月21日	4206万円
26	（株）イメージワンにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和7年度(判)第1号）	減損損失の不計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権証券を取得させた。	（株）イメージワン	2025年3月28日 （勧告） 2025年4月11日 （開始決定）	2025年5月21日	6507万円